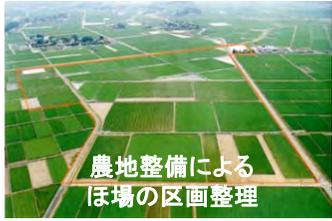


【これまで】



農業農村整備事業
を通じて社会資本
としてのストックを形成

水田の整備率

	面積 (万ヘクタール)	整備率 (%)
水田面積	245.8	—
30アール程度以上の区画	156.8	63.8
うち大区画 (1ヘクタール程度以上の区画)	22.9	9.3

農業水利ストック

農業用排水路	約40万km以上 (地球約10周分)
うち基幹的水路	約5万km
基幹的施設(ダム、堰等)	約7千箇所

【これから】

- 高齢化や人口減少による担い手の減少
- 施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大
- 食料自給率の目標H37年度に45%（現状39%）、農業の高付加価値化の実現

◎ **少ない担い手で農地等の機能を最大限発揮するための前提条件の整備が必要**

必要な農地面積の見通し
(食料・農業・農村基本計画)

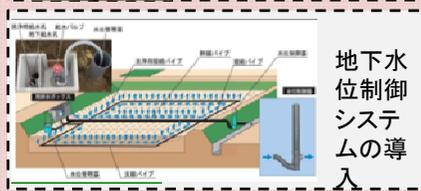
	H25年度	H37年度
農地面積 (万ha)	454	440
延べ作付け 面積 (万ha)	417	443

【農業農村整備事業における展開方向】

農地の機能向上への投資

(少ない担い手で効率的・効果的に農地を活用できるようにするための投資)

- ・農地の大区画化など生産性を高める
- ・労働生産性を高め、規模拡大や高収益作物の導入、6次産業化への労働力のシフトを図る



形成されたストックの効率的な維持・更新

(人口減少等に対応した更新費用等の抑制・低減のための投資)

- ・地域の営農状況や施設の経済性等を踏まえた計画策定や工事を実施

更新時の事業計画

- ・営農計画 → 施設の統廃合やダウンサイジング
- ・受益面積 → 維持(補修) ・機能向上
- ・用水計画 → 機能性・経済性を踏まえ選択

長寿命化対策によるライフサイクルコストの低減や、営農状況に合わせた施設のダウンサイジング



水利施設の統廃合



新たな土地改良長期計画(H28~32)の指標

担い手への農地集積率
約8割以上など

基幹的農業水利施設の機能保全計画
(長寿命化計画)の策定率10割など

攻めの農業生産基盤の形成

森林法等の一部を改正する法律の概要

- 国内の森林資源が本格的な利用期を迎えている中、木質バイオマスなど国産材の需要の創出と拡大が進展。
 - 一方、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により森林経営意欲は低下。
- ⇒ 林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、**国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進**を図るための一体的な措置を講じる。

森林資源の再造成の確保 (森林法)

- 伐採後の再造林を確保
〔森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付け〕
- 深刻化する鳥獣害を防止
〔森林経営計画の認定要件として鳥獣害対策を講じることを追加〕

国産材の安定供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木安法)

- **森林組合等による施業の集約化を促進**
〔経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、森林組合自らが森林を経営する事業の要件緩和、森林組合連合会が自ら森林経営を行えるよう措置〕
- **所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化**
〔所在不明の共有者が存在する森林について、共有持分の移転に係る裁定手続を経て、伐採が可能となるよう措置〕
- **林地の境界情報等を整備**
〔市町村が林地台帳を作成する制度を創設〕
- **国産材の安定的な広域流通を促進**
〔都道府県域を超える取引計画の大臣認定制度を創設。上記計画に係る森林経営計画について伐採制限の緩和等を措置〕

森林の公益的機能の維持増進 (森林法、森林総研法、分収法)

- **奥地水源林の整備を推進**
〔整備の担い手として、都道府県、市町村、改称した(研)森林研究・整備機構を位置付け〕
- **分収林契約の内容変更を円滑化**
〔1/10を超える異議がないことをもって、全契約者の同意がなくても契約変更できる特例を創設〕
- **違法な林地開発を抑制**
〔違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化〕

林地台帳の効果

○ 林地台帳の整備によって、直ちに境界が確定するものではないが、担い手が**所有者情報などをワンストップで入手**できるようになり、**森林組合・林業事業体等による施業集約化の推進**に資する。

- ① **森林の集約化が進み間伐等が可能**となり、**森林が健全化**するとともに、**地域の雇用創出**につながる
- ② **地域材を利用する産業が活性化**し、**地方創生**につながる
- ③ 所有者・境界が明らかになることで、**伐採・造林の指導監督**や**災害復旧事業・公共事業等が円滑化**

